(4)11117	7. 水水
改 正 後	改正前
鳥取県居宅介護職員初任者研修等に係る事業者指定要領	鳥取県居宅介護職員初任者研修等に係る事業者指定要領
第1条~第15条 略	第1条~第15条 略
附則	附則
1 この要領は、平成15年6月30日から施行する。	1 この要領は、平成15年6月30日から施行する。
2 平成15年度中に実施される事業者及び研修事業の指定申請については、第3条第1	2 平成15年度中に実施される事業者及び研修事業の指定申請については、第3条第1
項、第4条第1項及び同条第2項の申請期限の規定は適用しない。	項、第4条第1項及び同条第2項の申請期限の規定は適用しない。
附則	
この要領は、平成17年6月7日から施行する。	この要領は、平成17年6月7日から施行する。
附則	附則
この要領は、平成19年1月24日から施行する。	この要領は、平成19年1月24日から施行する。
附則	附則
この要領は、平成24年4月1日から施行する。	この要領は、平成24年4月1日から施行する。
附則	附則
この要領は、平成25年12月13日から施行する。	この要領は、平成25年12月13日から施行する。
附則	附則
この要領は、平成27年8月21日から施行する。	この要領は、平成27年8月21日から施行する。
<u>附 則</u>	

この要領は、令和7年2月12日から施行する。

(別紙)

講師の要件等について

1~5 略

(初任者研修課程) ~ (重度統合課程) 略

(同行援護一般課程)

教 科 名	資 格 等
視覚障がいの理解と疾病①	医師、看護師、保健師、教員、歩行指導員、
	視覚障害者生活指導員、その他当該科目に関
近元 年77 (V V V V V V V V V V V V V V V V V V	連する医療系職種

(別紙)

講師の要件等について

1~5 略

(初任者研修課程) ~ (重度統合課程) 略

(同行援護一般課程)

教 科 名	資 格 等
障がい・疾病の理解①	医師、看護師、保健師、教員、歩行指導員、
	視覚障害者生活指導員、その他当該科目に関
	連する医療系職種

(同行援護応用課程)

<u>教 科 名</u>	<u>資 格 等</u>
障がい・疾病の理解②	医師、看護師、保健師、教員、歩行指導員、
	視覚障害者生活指導員、その他当該科目に関
	連する医療系職種

以下 略

以下 略